

令和6年度仙北市高度外国人材等招聘調査委託 仕様書

1. 本仕様書の位置づけ

本書は、国家戦略特区である優位性を活かして海外の優秀なITエンジニアの雇用等を支援するとともに、市内に高度外国人材等が集まり、彼らに活躍と成長の機会を提供し、地域経済が活性化することで、地元の有望な若年層に新たな雇用の場、創業機会等の提供をめざして実施する高度外国人材等招聘調査委託の公募型プロポーザル方式による受託者の選定に当たって策定した業務の想定仕様である。

受託業務の効果的な遂行に資すると受託者が考えるものについては、想定仕様に追加して提案することを妨げない。

2. 委託業務名

令和6年度仙北市高度外国人材等招聘調査業務

3. 目的

湖・スキー場等の豊かな観光資源や東京とのアクセスの良さ等を活かして、国内の外国人ITエンジニアや留学生等の高度外国人材等の市内招聘を促進するため、高度外国人材等のニーズや市内不足サービスの調査や、市内事業者等の高度外国人材等に関するニーズ調査等を行い、高度外国人材招聘戦略を策定する。

4. 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

5. 業務内容

- (1) 市内事業者等の高度外国人材等に関するニーズ調査について
 - (ア) 市内事業者等の高度外国人材等に関するヒアリングについて
高度外国人材等に関心がある市内事業者にヒアリングを行い、雇用や連携等のニーズを調査する。ヒアリング項目は市と協議の上、決定するものとする。
 - (イ) 高度外国人材等とのマッチング機会の提供について
上記(ア)の市内事業者の内、希望する事業者に対して、後述のモニター調査に参加する高度外国人材等とのマッチング機会を提供する。
- (2) 高度外国人材等のニーズ等調査のためのモニター調査の企画・運営
 - (ア) 高度外国人材等のニーズ等を調べるためのモニター調査を企画する。なお、モニター調査で市内を訪問する際は、以下の要件を満たすこと。
 - ①モニター調査は、令和7年1月頃に開催する。
 - ②視察ツアーは、市内に2泊3日以上滞在し、宿泊先は、仙北市内のホテル、旅館、農家民宿等とする。
 - (イ) モニター調査の参加費等について
・無料旅行だけを目的とした参加を排除するため、基本的に有償参加で募集するこ

- と。なお、価格設定等は受託者の任意とする。
- ・参加者負担金は、受託者収入として、事業費に充てることができる。
- (ウ) モニター調査の参加者の選定について
- ・モニター調査の参加者は10名以上とする。
 - ・モニター調査の申し込み・問合せ対応は、受託者が行うこと。
- (エ) 上記(ア)～(ウ)により企画、募集したモニター調査について、市内訪問先、宿泊先、市内移動手段の手配等の運営を行う。
- (オ) 高度外国人材等のニーズ、市内に不足するサービスを洗い出し、招聘活動を行う上での市の長所短所を整理するため、ヒアリングやアンケートを実施する。

(3) 高度外国人材等招聘戦略の策定

- (ア) 上記(1)～(2)で得られた知見等を踏まえ、高度外国人材等のニーズや仙北市内に不足するサービスを洗い出し、高度外国人材等招聘戦略を策定すること。
- (イ) 上記(ア)で策定した戦略に基づき、高度外国人材等招聘活動のプロモーションツール(リーフレット等)を英文と和文の両方で作成する。

(5) 報告書の提出

実証の成果物として、委託期間終了までに次のものを提出すること。

- (ア) (1)～(4)をまとめた実績報告書 2部(A4縦40頁以内、簡易製本)
- (イ) 上記(ア)を含む、モニター調査、招聘戦略等に関するデータ一式(記録写真やリーフレット等のデータを含む。)を格納したCD-RまたはDVD-R 2部
- なお、データはPDFと編集可能な形式(PowerPoint、Word、Excel、Illustrator等)の両方の形式のデータを格納すること。実績報告書の編集可能な形式はWordとする。

6. 業務の進め方

委託期間中は、適宜電話・電子メール等で業務の進め方の協議や資料等の確認を行いながら、定期的に担当者との打合せを実施すること(月2回以上)。

7. 留意事項

- (1) 本業務委託で作成された成果物に関する全ての所有権は市に帰属すること。
- (2) 業務遂行に際して、受託者が第三者に損害を与えた場合、受託者の従業員や機械・設備等に事故や盗難が発生した場合は、全て受託者の責任において解決すること。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (4) 本業務は、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)を受けて実施するものであることから、受託者となった場合は、関係する書類等を、業務が終了した年度の翌年度から起算して5年間は事務所に保管しておくこと。

8. その他

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後の実績報告等に基づき行う。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、協議の上、決定する。